

追加議案及び 参考資料

令和7年3月定例会

池田市

目 次

1 議案第54号 池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事請負変更契約の締結に ついて	1
参 考 (1)	2
参 考 (2)	3
参 考 (3)	4
参 考 (4)	5
参 考 (5)	6
参 考 図 面	別添
2 議案第55号 池田市教育長の任命について	7

議案第54号

池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事請負変更契約の
締結について

令和6年6月池田市議会定例会において議案第47号として議決を経て締結した工事の請負契約について、下記のとおり変更に係る契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

変更前契約金額 金305,800,000円

変更後契約金額 金315,146,700円

令和7年3月25日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

コンクリート殻等の地中障害の処理に当たり契約金額を変更する必要性が生じたため、池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事請負変更契約を締結したいので、本議案を提出するものである。

議案の提出に至る経緯について

池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事に関しては、令和6年5月14日の入札を経て、同月17日仮契約を締結【参考(2)】し、令和6年議案第47号による議決を経て、令和6年6月24日に本契約を締結【参考(3)】したところであったが、工事場所一帯においてコンクリート殻等の地中障害が確認され、その処理に時間を要することから、令和7年2月18日に変更契約を締結【参考(4)】し、工期末を令和7年2月28日から令和7年3月31日に変更した。

また、コンクリート殻等の地中障害の処理に伴う費用が発生したことから、契約金額の変更が必要となったため、変更契約の締結【参考(5)】についての議決を求め、本議案の提出に至ったものである。

(消費税込み)

契 約 の 目 的	変 更 前 契 約 金 額	変 更 後 契 約 金 額	差 引 増 額
池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事	円 305,800,000	円 315,146,700	円 9,346,700

池契工建第1号

建設工事請負契約書

1	工 事 名	池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事										
2	工 事 場 所	池田市旭丘3丁目2番1号他										
3	工 事 期 間	本契約締結の日の翌日から令和7年2月28日まで										
4	請負代金額		十億			百万				千		円
		¥	3	0	5	8	0	0	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		¥	2	7	8	0	0	0	0	0	0
5	契約保証金	免除 (公共工事履行保証証券加入)										
6	建設発生土の搬出先等	建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり										
7	解体工事に要する費用等	この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれの別添書面に記載する。										
8	適用除外条項											

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項 (適用除外条項は、上記8のとおり。) によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月17日

大阪府池田市城南1丁目1番1号
 発注者 池 田 市
 代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 池田市菅原町3番1号
 受注者 商号又は名称 (株)昭和工務店 池田支店
 代 表 者 氏 名 支店長 橋本 昭彦

(以下略)

議案第54号 参 考 (3)

本契約締結通知書

池 契 約 発 第 5 号
令和6年6月24日

(株)昭和工務店 池田支店
支店長 橋本 昭彦 様

池田市長 瀧 澤 智 子

本契約の締結について (通知)

令和6年5月17日付で工事請負仮契約を締結した「池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事」は、下記のとおり池田市議会の議決を得ましたので、工事請負契約第57条の条項により、令和6年6月24日を本契約締結日としますので通知します。

記

議 案 番 号	議案第47号
件 名	池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事請負契約の締結について
議 決 の 結 果	原案可決
議 決 年 月 日	令和6年6月24日
本契約締結日	令和6年6月24日

変更契約書

工事請負変更契約書

令和6年6月24日付け貴社と本契約の建設工事請負契約内容について、下記のとおり変更する。

工 事 名 池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事
工事場所 池田市旭丘3丁目2番1号他
変更事項

1 工 期
変 更 前 令和6年6月25日から令和7年2月28日まで
変 更 後 令和6年6月25日から令和7年3月31日まで

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年2月18日

大阪府池田市城南1丁目1番1号
発注者 池 田 市
代 表 者 池田市長 瀧 澤 智 子
所 在 地 池田市菅原町3番1号
受注者 商号又は名称 (株)昭和工務店 池田支店
代 表 者 氏 名 支店長 橋本 昭彦

変更契約書

工事請負変更契約書

令和7年2月18日付け貴社と変更契約の建設工事請負契約内容について、下記のとおり変更する。

なお、この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

工 事 名 池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事
工事場所 池田市旭丘3丁目2番1号他
変更事項

- 1 変更前請負代金額 ￥305,800,000
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥27,800,000)
- 2 変更後請負代金額 ￥315,146,700
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥28,649,700)
- 3 差引増額 ￥9,346,700
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥849,700)

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年3月7日

大阪府池田市城南1丁目1番1号
発注者 池 田 市
代 表 者 池田市長 瀧 澤 智 子

所 在 地 池田市菅原町3番1号
受注者 商号又は名称 (株)昭和工務店 池田支店
代 表 者 氏 名 支店長 橋本 昭彦

